#### 防府市空家等対策資材等給付要綱

平成29年4月1日制定 平成31年3月29日改正 令和3年3月23日改正

防府市空家等対策資材貸与要綱(平成27年12月1日制定)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域と協働して、管理不全な空き家が及ぼす地域への悪影響の軽減を図ることを目的に自治会等の地域団体が自主的に実施する、一時的な危険等予防のための措置(以下単に「危険予防措置」という。)又は生活環境を保全するための活動(以下単に「環境保全活動」という。)を支援するための資材又は物品の給付(以下これらを「資材等の給付」と総称する。)について、必要な事項を定めるものとする。

(資材等の給付)

第2条 市長は、資材等の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。) に対し、既に調達し、若しくは予算の範囲内において新たに調達した資材又 は物品(以下これらを「資材等」という。)を給付することができる。

(資材の給付の基準)

第3条 市長が行う資材等の給付の基準は、次に定めるとおりとする。

区分	資材又は 物品	数量
危険予 防措置	飛散防止ネット 及び連結器具	市長が決定した 数量
	その他市長が特に必要 と認めたもの	
環境保 全活動	刈払機替刃	年度内につき除草等の 活動の対象となる空き 家の数が延べ4戸まで ごとに1枚
	チェーンソー替刃	年度内につき除草等の 活動の対象となる空き 家の数が延べ8戸まで ごとに1本

刈払機等燃料	年度内につき除草等の 活動の対象となる空き 家の数が延べ2戸まで ごとに10
その他市長が特に必要 と認めたもの	市長が決定した数量

(資材等の給付申請)

第4条 第2条の規定による資材等の給付の申請は、資材等給付(変更)申請書(第1号様式)によるものとする。

(資材等の給付の決定)

- 第5条 市長は、前条の申請があった場合は、審査の上、資材等の給付を決定しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により第3条の環境保全活動に係る給付を決定すると きは、当該年度内の活動の対象となる空き家の延べ数の見込みをもって、給 付数量を決定することができる。
- 3 市長は、資材等の給付を決定したときは、資材等給付(変更)決定書(第 2号様式)により通知するものとする。

(資材等の給付の変更)

第6条 第4条の申請に変更が生じたときの変更申請及び決定については、前 2条の規定を準用する。

(権利者との調整及び給付の管理)

- 第7条 次の各号に掲げる事項は、申請者において行われるものとする。
  - (1) 危険予防措置又は環境保全活動の実施に伴い必要となる権利者との 調整
  - (2) 危険予防措置又は環境保全活動の実施に付随して必要となる関係者 への周知及び安全の確保
  - (3) 給付された資材等(以下「給付資材等」という。)の適正な管理
- 2 資材等の給付を受けた者(以下「実施者」という。)が行った危険予防措置 又は環境保全活動に伴い生じる損害については、市長はその責めを負わない。 (実績報告等)
- 第8条 給付資材等による危険予防措置又は環境保全活動が実施されたときは、

資材等給付実績報告書(第3号様式)により速やかに市長に報告するものとする。この場合において、当該実績が第3条の基準を満たさないときは、市 長は、給付資材等の全部又は一部を返納させるものとする。

(返納された給付資材等の確認等)

- 第9条 前条の規定による給付資材等の返納があったときは、実施者とともに 返納された給付資材等の数量及び状態について確認するものとする。
- 2 市長は、前項の確認により給付資材等に不具合等が認められた場合には、 その対応について実施者に指示するものとする。

(資材等の給付等の決定の取り消し等)

- 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、資材等の給付等の 決定を取り消し、給付資材等を返納させることができる。この場合において、 実施者が損害を受けることがあっても、市長は賠償の責めを負わない。
  - (1) この要綱に違反したとき。
  - (2) 危険予防措置又は環境保全活動の方法が不適当と認められるとき。 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、改正前の防府市空家等対策資材貸与要綱(以下「旧要綱」という。)第3条の規定により整備された管理台帳は、改正後の防府市空家等対策資材貸与・給付要綱(以下「新要綱」という。)第3条の規定により整備された管理台帳とみなす。

附則

この要綱は平成29年7月1日から施行する。

附則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行前に、改正前の要綱の規定により貸与した飛散防止ネット及び連結器具は、給付したものとみなす。

### 第1号様式(第4条関係)

#### 防府市空家等対策資材等給付(変更)申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者 住 所

団体名

代表者

管理不全な空き家が及ぼす地域への悪影響の軽減を図るため、 危険予防措置 環境保全活動

を実施したいので、防府市空家等対策資材等給付要綱

第4条 第6条において準用

する第4条の規定に基づき、下記のとおり資材等の給付を申請します。 の変更を申請します。

記

1 希望する資材等及び数量

別紙のとおり

2 危険予防措置 の内容 環境保全活動

別紙のとおり

3 給付希望日 年 月 日

## 防府市空家等対策資材等給付等(変更)申請書 別紙(その1)危険予防措置関係

1 希望する資材及び数量

区分	希望資材	希望数量				
		(既給付)	今回	(合計)		
危険予防措置						

2	危険予防措置の内容

1	危険予防措置の実施場所
( <del>1</del> )	

17-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-			
防府市			

② 危険予防措置を実施する空き家の現況写真

別添1のとおり

③ 措置の内容

内容:

<u> 資材利用計画図等: 別添2のとおり</u>

# 防府市空家等対策資材等給付(変更)申請書 別紙(その2)環境保全活動関係

## 1 希望する物品及び数量

- A	~ 4H 4/ H	希望数量				
区分	希望物品	(既給付)	今回	(合計)		
	刈払機替刃	枚	枚	枚		
環境保全 活動	チェーンソー替刃	本	本	本		
	刈払機等燃料	Q	Q	Q		
	その他					

### 2 環境保全活動の内容

(	1	)	除草等の活動

① 実力	<b></b> 色子定日	(1回目)	年	月	(2 回目)	年	月
------	--------------	-------	---	---	--------	---	---

② 実施場所等

		実	施	
番号	実施場所 (防府市)	既実施	今回	今回実施 現況写真 (別添)
1				1 - 1
2				1 - 2
3				1 - 3
4				1 - 4
5				1 - 5

<sup>※ 5</sup>戸以上実施のときは、適宜行を追加又は別紙とすること

### 第2号様式(第5条関係)

#### 防府市空家等対策資材等給付(変更)決定書

年(年)月日

団体名

代表者様

防府市長

囙

年 月 日付け申請のありました資材貸与等(変更)申請について下記のとおり決定したので通知します。

なお、資材の貸与等の日は、別途連絡します。

また、危険予防措置の実施後は、防府市空家等対策資材等給付要綱第8条の 環境保全活動 規定に基づき、速やかに実績報告を行ってください。

記

### 資材等の種類及び数量

区	Vin I I	数量				
分	資材	(既給付)	今回	(合計)		
危険予防措置						
	刈払機替刃	枚	枚	枚		
環境保全活動	チェーンソー替刃	本	本	本		
全活動	刈払機等燃料	l	l	Q		
- , ,	その他					

第3号様式(第8条関係)

年度 防府市空家等对策資材等給付実績報告書

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者 住 所

団体名

代表者

防府市空家等対策資材等給付要綱に基づき、下記のとおり<sup>危険予防措置</sup>を実 環境保全活動 施したので、防府市空家等対策資材貸与要綱第8条の規定により、その実績を 報告します。

記

1 危険予防措置 の実績 環境保全活動

別紙のとおり

## 別 紙 (防府市空家等対策資材等給付実績)

□危	<b>)</b> 除予防措置					
1	実施日場所					
	防府市					
2	措置実施日	 年	月	日	_	

## □ 環境保全活動

1 実施場所等

番号	実施場所 (防府市)	実施日		
		1回目	2 回目	実施 状況
1				1-1
2				1-2
3				1-3
4				1-4
5				1-5

## 2 使用した給付物品及び数量

	物品	数量
1	刈払機替刃	枚
2	チェーンソー替刃	本
3	刈払機等燃料	Q
4	(その他)	

※実施前と実施後の状況が分かる写真を添付してください。